

議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年10月21日午後1時00分、各派交渉会室において開会し、午後1時26分閉会した。

2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
大瀬 康介 君	井上 ノエミ 君	渋谷 ちしゅう 君
佐藤 篤 君		

3 オブザーバー

議長	副議長
坂下 修 君	じんの 博義 君

4 報告事項

(1) 各派交渉会での協議結果について

9月6日に開会された各派交渉会において、「第8回及び第9回議会改革検討委員会における検討結果」が報告・協議されたので、事務局長から説明があった。

5 協議事項

(1) 第18期議会改革検討委員会報告書（案）について

手元に配布した報告書（案）について説明し、協議した結果、案のとおり、報告書として議長に提出することと決定した。

なお、本報告書の提出をもって、本検討委員会の今期の活動については終了することとし、座長及び副座長から挨拶があった。

会議の概要は、次のとおりである。

午後1時00分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから第10回議会改革検討委員会を開会いたします。

初めに、報告事項を申し上げます。

第8回及び第9回の本委員会で結論が出ました、効果的で効率的な議会運営、その他の課題、（仮称）議会基本条例の制定、（仮称）議会改革特別委員会の設置、今後のスケジュール（案）の5件につきまして、9月6日に開会されました各派交渉会で報告、協議されたので、その内容について、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

9月6日の各派交渉会におきまして、お手元に配布をした資料に基づき、私からご報告をいたしました。

第1点目は、効果的で効率的な議会運営についてです。

これは、7月15日開会の第8回の本委員会で決定されたものです。この検討課題につきましては、既にタブレット端末の配布（ペーパーレス化）などの具体的施策を検討し、結果も出ておりますが、それ以外の内容に関して仕切りがなされたものでございます。

2の検討結果をご覧ください。

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し、議論することとされました。主な意見ですが「政策形成過程に関する資料提出、説明の義務化等については、議会基本条例の中で検討する内容である」「関連する課題として全員協議会の常設化がある」「提案理由の説明の簡略化については、本会議場や委員会室へのモニターの設置などハード整備も必要となる可能性もある」といった意見が出されたところです。

次の資料でございます。

第2点目は、その他の課題についてです。

これも、7月15日開会の第8回の本委員会で決定をされたものです。

2の検討結果ですが、議会棟の管理については、各派交渉会等で議論すべき課題である。地方自治法に基づく会議体の設置、議員政治倫理条例の制定については、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論する。議長選挙の実施、議員報酬については、意見を取りまとめることが困難であるとされました。これらのことについての主な意見は記載のとおりでございます。

第3点目は、（仮称）議会基本条例の制定についてです。

これも7月15日開会の第8回の本委員会で決定をされたものです。

1の検討趣旨ですが、区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るため、議会及び議員の活動規範や基本ルール等を定めた（仮称）議会基本条例を制定することとしております。

2の検討結果につきましては、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し、議論することとされました。議会基本条例の主な論点と、議会基本条例制定の留意点につきましては、当日の委員会で、事務局で用意した資料から抜粋をしたものを参考までに記載をしているものでございます。

第4点目は、（仮称）議会改革特別委員会の設置についてです。

これは、8月25日の第9回の本委員会で決定をされたものです。

特別委員会の設置につきましては、本委員会からの報告を踏まえ、各派交渉会で協議されるものとなります。そのためには、その内容について、本委員会である程度まとめておく必要があることから検討したものでございます。

1の検討趣旨ですが、議会基本条例の制定に向けて、（仮称）議会改革特別委員会を設置するに当たり、議題の整理等を行う場として、同委員会の中に運営協議会や分科会を設置することとございます。

2の検討結果です。「運営協議会方式」を採用し、同協議会において議題や議事を整理した上で、特別委員会の中で話し合うこととする。「分科会方式」については、特別委員会における議論が始まってから、必要があれば検討する。特別委員会の委員数は、全議員の半数となる16人を上限とする。一人会派の委員割振りは1人ないし2人とする。なお、委員外の議員は「委員外議員の発言」（会議規則第66条）の制度を運用し、必要に応じてオブザーバーとして参加してもらうことも考えられることとされました。

主な意見でございますが、資料作成に関する事務局の負担軽減、事務局の法務機能の充実、特別委員会の構成、それから一人会派から提案のあった会議ごとに委員が交代する、いわゆる委員の差替えについては、現在の墨田区議会の規定上困難であるといったようなご意見が出されております。

次の資料でございます。

第5点目は、今後のスケジュール案でございます。

これも8月25日開会の第9回の本委員会で決定をされたものです。この表は、前回、第9回の本委員会からの流れを示しているものです。本日、第10回の本委員会が開催されております。前のご協議いただいたとおり、本日をもって本委員会は終了することとなります。この後、ご協議いただきますけれども、本委員会の報告書を議長に提出し、各派交渉会で報告する予定でございます。その後、各派交渉会等において、（仮称）議会改革特別委員会設置に向けた協議が行われることとなるものでございます。

以上、5点についてご報告し、いずれもご了承いただいたものでございます。

説明は、以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、何かご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明のとおり、ご承知おき願います。

以上で、報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

次に、協議事項に入ります。

第18期議会改革検討委員会報告書（案）につきまして、ご協議願います。

本件については、9月30日付けで本報告書（案）を委員の皆様にご配布させていただき、あらかじめ意見を集約させていただいた上で、10月17日に最終案をお配りさせていただきました。その内容について事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それでは、お手元の報告書（案）をご覧ください。

本案は、ただいま沖山座長からご説明されましたとおり、9月30日に委員の皆様にご配布いたしました。10月12日に皆様からのご意見を締め切りましたけれども、特に意見の申出はありませんでした。その後、事務局において若干の文言整理をし、本日、最終案としてお示しするものでございます。

表紙には、タイトルといたしまして「第18期議会改革検討委員会報告書」としております。1枚おめくりください。

本報告書に当たって、座長名で、これまでの経緯、本委員会における検討概要などを記載しております。1段落目では、前期、第17期における検討状況を述べております。2段落目では、今期、18期における本委員会の検討に先立ちまして、墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱を制定したことを記載しております。そして、第3段落目では、区議会の最高規範となる議会基本条例の制定を目指し、その議論の場となる（仮称）議会改革特別委員会の設置を見据えて、各課題の検討を進めてきたことが最大の特徴であること、そして、早期に結論を出すものと、長期的に検討して結論を出すものとに区分をした上で、早期に結論を出す課題については、可能な限り、その具現化を図るとともに、長期的に検討をして結論を出す課題については、主に、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論をしていく中で、併せて検討していくべき課題か否かといった視点で検討したことを記載しております。

結びといたしまして、本報告書では、これまで約1年間、10回に及ぶ本委員会での検討結果を明らかにするとともに、（仮称）議会改革特別委員会において引き続き検討を要する課題を整理していること、そして、本報告書が（仮称）議会改革特別委員会設置の契機となり、議会基本条例の制定に向けて、本格的な議論が始まり、より一層、区民の負託に応える礎となることを祈念するとしております。日付は、本日付けとしております。

1枚おめくりいただきまして、次のページに目次をつけております。

大きく二つに分かれておまして、第1点目は、本委員会に関して、記載のとおり各種資料を添付しているというものです。第2点目は検討結果でございます。それぞれの課題ごとに取りまとめたものです。順次ご説明をいたします。一番下にページ数を振っています。

まず、1ページから本委員会に関する各種資料を添付してございます。

2ページをご覧ください。

そこにまとめがございますが、（1）設置経緯でございます。第17期では、平成25年3月に議会改革特別委員会を立ち上げ、およそ2年間にわたってさまざまな課題に取り組み、一定の成果を上げることができた。しかしながら、引き続き検討を要する課題として、今期、第18期に申し送られた事項もあるから、各派交渉会で協議した結果、今期においても、議会改革検討委員会を設置し、具体的な検討を進めることとなった旨を記載しております。

（2）設置目的等でございますが、3ページと4ページに、別紙といたしまして、本委員会の設置及び運営に関する要綱を添付しております。

（3）委員構成でございますが、別紙2として委員名簿を添付しております。

5ページをご覧ください。

委員13人とオブザーバーとして出席をいただいた正副議長につきまして、それぞれ氏名を記載しております。また、備考欄には、座長、副座長の区分、そして、途中で変更になった会派等の名称、さらには正副議長の在職期間を掲載をしております。

2ページにお戻りください。

（4）検討項目でございます。体系図を別紙3として6ページに添付をしておりますので、ご覧ください。右上の凡例のとおり、丸印が「早期に結論を出すもの」、三角印が「長期的に検討して結論を出すもの」として分類をされたものでございます。その表の左下に記載のとおり、白抜き部分は、既に前期、第17期の検討で結論を得た課題として表記をしております。

2ページへお戻りください。

（5）検討スケジュールでございますが、三つの資料がございます。8ページに 墨田区議会改革ロードマップ、9ページに 議会改革検討委員会年間計画表、10ページに 今後のスケジュールをそれぞれ添付しております。さらに、 墨田区議会改革ロードマップが公明党から示されたこと、そして、 議会改革検討委員会年間計画表が自民党から示され、それぞれ案のとおり決定したことを記載しております。また、 今後のスケジュールのとおり、第9回以降のスケジュールを議論したことを記載しております。

（6）協議経過でございますが、11ページに別紙5として添付をしております。本日を含め、これまでの10回にわたる協議事項を記載したものでございます。

11ページをご覧ください。

大変申し訳ございませんが、修正していただきたい箇所がございます。一番上の欄の見出しの部分ですが、「協議事項」としてございましたけれども、これだけを協議したものではございませんので「主な協議事項」と修正をさせていただきたいと思っております。その下の欄、第1回のところに「座長の選任」とありますが、「座長及び副座長の選任」に修正をさせてい

ただきたいと思います。大変申し訳ございません。

続きまして、13ページをご覧ください。

大きな2といたしまして、検討結果を取りまとめたものでございます。本文の3行目に書いてございますとおり、検討課題のうち、長期的に検討をして結論を出す課題については、主に今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で、併せて検討していくべき課題か否かといった視点で検討をし、その結論を出していくとしているところでございます。また、実施済みの課題については、参考までに実施状況についても記載をしているという旨を記載しております。

大きく三つ課題を分けております。早期に結論を出す課題については、ご覧の6課題がございました。長期的に検討して結論を出す課題については、ご覧の7課題がありました。また、その他の課題として2課題がありました。

次のページ、14ページをご覧ください。

ただいま申し上げました検討課題ごとに、その検討結果を一覧の形でまとめたものでございます。まず、一番上の表でございますが、早期に結論を出す課題につきましては、3の議会映像配信が、現時点でユーストリームの活用は不必要との結果となっているほか、1、2、4、5については、既に実施済みでございます。なお、6のタブレット端末の配布（ペーパーレス化）につきましては、全議員へのタブレット端末配布は見送ると結論が出されるとともに、一部のペーパーレス化は実施済みである旨を示しています。

次に、真ん中の表でございます。長期的に検討して結論を出す課題についてです。1の区議会ホームページの充実については、広報委員会で適宜検討することとされまして、一部は実施済みのものでございます。2から6までについては、特別委員会で検討することと区分しております。7の（仮称）議会改革特別委員会の設置についてであります。運営協議会方式を採用すること等の結論が出された旨をまとめています。

次に、一番下で、その他の課題でございます。1の効果的で効率的な議会運営につきましては、特別委員会で検討することとされました。2のその他の課題につきましては、課題ごとに特別委員会で検討することとされたものと、各派交渉会等で検討すべきものとの整理をされているということをもとめたものでございます。

それでは、15ページ以降に、以上の課題ごとに、それぞれ本委員会における検討結果を取りまとめておりますので、順次ご説明いたします。

15ページ、早期課題1、委員会における傍聴議員の写真撮影場所でございます。1の趣旨から3の実施時期までについては、本委員会の検討結果でございます。改めて申し上げますと、1、趣旨は、委員会における傍聴議員の写真撮影場所について、従前、一般傍聴席に限定していたものを議員傍聴席まで拡大するとの内容でございます。こうした内容を受けまして、一番下に（参考）実施状況として記載をしておりますけれども、本年の第1回定例会から、

上記2のとおり実施をしている旨を記載しております。

次のページをお願いいたします。

16ページ、早期課題2、常任委員会の映像配信です。

委員（佐藤 篤君）

座長、よろしいですか。

座長（沖山 仁君）

はい。

委員（佐藤 篤君）

これ以降のものは、各派交渉会でご説明いただいて、既に各会派に配布されているものと把握しているので、説明はよろしいのではないのでしょうか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

分かりました。では、検討趣旨と検討結果は省略させていただいて、実施状況だけご説明させていただきます。

早期課題2、常任委員会の映像配信です。これにつきましては、本年第3回の常任委員会から実施をしている旨を記載しております。

早期課題3、議会映像配信はご覧のとおりです。

早期課題4、委員会における一般傍聴席のあり方でございますが、第2回定例会の各委員会からレイアウト図のとおり変更したものでございます。レイアウト図は別紙のとおりでございます。

早期課題5、墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の改正です。これは、第3回定例会に議員提出議案として提出し、可決をされました。別紙に可決をされました条例案を添付しております。

早期課題6、タブレット端末の配布（ペーパーレス化）です。記載のと通りの基準で、10月3日から各種通知のメールによる発送を実施しております。

長期課題1、区議会ホームページの充実について、区議会ホームページの充実の一環として、中学生向けの区議会紹介ページ「わたしたちと区議会」及び「議会用語集」を平成28年10月から掲載しております。ここも「10月」とありますが、昨日、10月20日から掲載しているという状況ですので、「10月20日」、この「20日」という言葉を入れていただきたいと思います。大変申し訳ございません。また、議員名簿への個人メールアドレス掲載については、セキュリティ対策が整い次第実施をすることとしております。

長期課題2、議会報告会の実施状況、長期課題3、議会モニター制度、長期課題4、議会の審査・調査基盤の充実強化及び監視機関としての機能強化、長期課題5、議会図書室のあり方、長期課題6、（仮称）議会基本条例の制定、長期課題7、（仮称）議会改革特別委員会の設置、それから、その他の課題1、効果的で効率的な議会運営、その他の課題2、その

他の課題についてはご覧のとりの検討結果を記載したものでございます。

説明は、以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明につきまして、何かご意見等がありましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、案のとおり、報告書として議長に提出をさせていただきますので、ご承知おき願います。

なお、報告書の提出をもって、本検討委員会の今期の活動については、終了することとなります。

終了に当たり、正副座長から、一言お礼のあいさつをさせていただきます。

1年間にわたりまして、加納副座長とともに、皆様方のご協力によって今日は10回目を迎えたわけでございますが、最後にこのように、皆さんの大きなご協力によって報告書ができ上がりましたことを深く感謝申し上げる次第でございます。

今後、検討委員会の報告書をどう私たちの区政に生かしていくかというのは、これから皆様方にいろいろなご意見を承りたいと思いますので、これからもよろしくお願いを申し上げます。

いずれにしても、本当にお世話になりましたことを感謝申し上げ、副座長からも一言ごあいさつをお願いいたします。

副座長（加納 進君）

力のない副座長でございましたけれども、皆様のご協力をいただきまして、沖山座長のもと、10回にわたる討議を経て、今日の報告書をまとめることができました。議長に報告した後は、来月の各派交渉会で報告があつて、次のステージに移るかどうか、その辺の協議をすることになりますけれども、本検討委員会の委員の皆様も各派交渉会の中心メンバーでもございますので、この検討結果を十分にしんしゃくして、特別委員会の設置などに進んでいくのではないかと期待しております。

改めて、皆様に感謝を申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

座長（沖山 仁君）

以上で第10回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午後1時26分閉会